

法人向けインターネットバンキングの被害補償について

SBJ銀行では、法人向けインターネットバンキング『**SBJ Biz-DIRECT**』をご利用のお客さまが**預金等の不正な払戻しの被害に遭われた場合、1 法人さまあたり年間 500 万円を限度**に被害額を補償いたします。

ただし、補償にあたりましては、以下の**対策1**を満たしていただく必要があり、また、適用と補償には以下の制限がございます。**対策2**はお奨めしている対策です。なお、お客さまからのご申告内容と、当行の調査により、当行が個別に補償の有無・金額を決めさせていただきますので、あらかじめご了承くださいませよう、お願いいたします。

対策1：法人のお客さまに実施していただくセキュリティ対策

- ①銀行が導入しているセキュリティ対策を実施していただくこと。
- ②インターネットバンキングに使用するパソコンに関し、基本ソフト(OS)やウェブブラウザ等、インストールされている各種ソフトウェアを最新の状態に更新していただくこと。
- ③パソコンにインストールされている各種ソフトウェアで、メーカーのサポート期限が経過した基本ソフトやウェブブラウザ等の使用を止めていただくこと。
- ④パソコンにセキュリティ対策ソフトを導入するとともに、最新の状態に更新したうえで、稼動していただくこと。

対策2：法人のお客さまに推奨するセキュリティ対策

- ①パソコンの利用目的として、インターネット接続時の利用はインターネットバンキングに限定していただくこと。
- ②パソコンや無線LANのルータ等について、未利用時は可能な限り電源を切断していただくこと。
- ③取引の申請者と承認者とで異なるパソコンを利用していただくこと。
- ④振込・払戻等の限度額を必要な範囲内でできるだけ低く設定していただくこと。
- ⑤不審なログイン履歴や身に覚えのない取引履歴、取引通知メールがないかを定期的に確認していただくこと。

適用の制限

当行への通知が、お客さま番号、パスワード、ワンタイムパスワード、利用者暗証番号、利用者確認暗証番号等の盗取等(当該盗取等が行われた日が明らかでないときは、不正な資金移動等が最初に行われた日)から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。

補償の制限

次のいずれかに該当する場合には、当行は補償いたしません。

- (1)不正な資金移動等が行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合
 - ①ご契約先の配偶者、二等親内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人によって行われた場合
 - ②ご契約先が、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合
- (2)戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じてまたはこれに付随して不正な資金移動が行われた場合

以上

.....
<不正払戻ししの被害に遭われた場合のご連絡先>

(1)平日(9:00~18:00) ①ご契約の支店

②コールセンター **0120-015-017** (通話料無料)

携帯・PHS・海外からは 03-4560-8017(通話料有料)

(2)休日・夜間(24 時間) コールセンター

0120-015-020 (通話料無料) 携帯・PHSからもご利用いただけます。